青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則
発令　　：平成27年9月30日号外厚生労働省令第155号
最終改正：令和1年5月7日号外厚生労働省令第1号
改正内容：令和1年5月7日号外厚生労働省令第1号[令和1年5月7日]

（青少年雇用情報）
第五条　法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一　青少年の募集及び採用の状況に関する事項として次に掲げる事項
イ　直近の三事業年度に採用した者（新たに学校若しくは専修学校を卒業した者若しくは新たに公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又はこれに準ずる者（以下「新規学卒者等」という。）に限る。）の数及び当該採用した者のうち直近の三事業年度に離職した者の数
ロ　男女別の直近三事業年度に採用した新規学卒者等の数
ハ　その雇用する労働者の平均継続勤務年数
二　職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項
イ　その雇用する労働者に対する研修の有無及びその内容
ロ　その雇用する労働者が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容（ニに掲げる事項を除く。）
ハ　新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無
ニ　その雇用する労働者に対してキャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。第九条第四号チにおいて同じ。）の機会を付与する制度の有無及びその内容
ホ　その雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその内容
三　職場への定着の促進に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項
イ　その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間（所定労働時間を超えて労働した時間をいう。第九条第三号ハ及び第四号ヌにおいて同じ。）
ロ　その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇をいう。第九条第三号ニ及び第四号ルにおいて同じ。）の平均日数
ハ　育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下このハ、第九条第三号ホ及び第四号ヲにおいて同じ。）の取得の状況として、次に掲げる全ての事項
（１）　その雇用する男性労働者であって、直近の事業年度において配偶者が出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数
（２）　その雇用する女性労働者であって、直近の事業年度において出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数
ニ　役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合
２　前項各号に掲げる事項（第三号ニに掲げる事項を除く。）については、労働者の募集を行う者及び募集受託者（職業安定法第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）が法第十三条に規定する学校卒業見込者等募集（以下この項及び第九条第一号イにおいて「学校卒業見込者等募集」という。）であって通常の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者に係る事項とし、労働者の募集を行う者及び募集受託者が学校卒業見込者等募集であって通常の労働者以外の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者以外の労働者に係る事項とする。
３　前項の規定は、法第十四条の規定により求人者が学校卒業見込者等求人の申込みを行う場合について準用する。この場合において、同項中「労働者の募集を行う場合」とあるのは、「求人の申込みを行う場合」とする。